

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度 上越市入札監視委員会 第 3 回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

- (1) 発注状況について（市発注）
(ガス水道局発注)
- (2) 指名停止措置状況について

【審議】

- (1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：今本啓介、岩井文弘、笹川香織、宮崎貴博、山田昌子
- ・ 事務局

上 越 市：宮下契約検査課長、太田副課長、西條係長、榮主事

ガス水道局：平野総務課長、新部副課長、森口係長、池田主任

（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：袋係長、星野係長、長田主任、坂下主任、山本技師

教育総務課：齋藤主任、渡邊（真）主任

用地管財課：荒川主任

都市整備課：北島係長、白銀主事

生活排水対策課下水道センター：丸山副センター長

浦川原区産業グループ：田中班長

ガス水道局建設課：西條係長

ガス水道局北部営業所：吉原班長、宮川主任、平田技師

8 発言の内容

【開会】

宮下課長： 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の進行は、契約検査課長の宮下が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから上越市入札監視委員会 平成 29 年度第 3 回会議を始めさせていただきます。

本日は欠席なく、皆様からご出席いただいております。

なお、本会議につきましては市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

傍聴される皆様には、会議に対する発言権の無いこと及び会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

始めに今本委員長からご挨拶いただいた後、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。

【挨拶】

今本委員長： 本日は年末のご多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。

上越市はやはり雪が残っているんだなと感じておりますが、今日は比較的穏やかな天候で良かったなと思っております。

先般の火事のところは撤去したようで、見るとだいぶ変わったなと思いました。今年もいろいろありましたが、本日の会議が充実したものになればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは第 3 回会議に入りたいと思います。

まず、発注状況について、報告をお願いいたします。

【報告】

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

宮下課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： ただいまの報告に対し、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

全委員： （意見なし）

平野課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ただいまの報告に対し、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

岩井委員： 委託の指名競争入札について、設計が前年度と比較して約 20%、調査が約 600%となっていますが、委託の内容についてはどのようなものですか。

また、この委託は各年度平均して発注できないものでしょうか。

平野課長： まず、委託の設計につきまして、ご説明いたします。ガス水道局の工事は、その大半がガス水道管の工事であり、工事の設計は基本的にガス水道局の職員が行っておりますが、特殊な設計については委託を行っております。

今回の1件につきましては有間川橋という当市西部にある橋の管の設計をする内容となっております。設計については、できるだけ自分たちで設計を行っておりますが、特に技術的に難しいといった内容については委託を行っており、年度毎で、どこを工事するかによって変わってまいります。

もう一点、調査につきまして金額が2,600万円ということで昨年度と比べて非常に多くなっていることについて、ご説明いたします。高田の線路沿いに北本町ガス供給所があります。敷地は当局が管理しておりますが、こちらを廃止するに当たりまして、今後の土地利用等を検討するため土壌調査を行いました。この土壌調査が例年あるものではないため、その分の費用が増加したものです。

岩井委員： 北本町のガス供給所を廃止して、代わりにどこかに作られたのですか。

平野課長： 当市のガス供給エリアは全地域ではないですが、高田、直江津を中心に供給しております。各供給所間を一般家庭よりも高い圧力で結んでガスを輸送しております。輸送圧力はこれまで、いくつかある供給所区間で異なっておりましたが、現在、高い圧力で統一しております。輸送能力が高くなったため、北本町のガス供給所は廃止できるということで、廃止したものです。

今本委員長： 供給所を完全に廃止するという事で、跡地利用について検討しているということですね。

平野課長： そうです。

岩井委員： 長年に渡って供給所があったと思いますが、土壌がかなり汚染されているのでしょうか。

平野課長： 土壌がどれほど汚染されているか確認しましたところ、全体を10mメッシュで区切りまして、120地点程調査したところ、数箇所の土壌から基準値を超える値が検出されました。なお、地下水の調査を4箇所行ったところ、基準値を超える値は検出されませんでしたので、今すぐ対処しなければならないという状況ではありません。

今本委員長： 他に意見ございますか。

全委員： (意見なし)

(2) 指名停止措置状況について

宮下課長： 平成29年7月1日から平成29年10月31日までの指名停止措置状況の報告であります。

資料記載のとおり、大阪市に本社のある日立造船㈱に対し、上越市、上越市ガス水道局ともに本年7月12日から8月1日までの3週間の指名停止措置を実施しております。指名停止の事由につきましては、上越市発注の工事で、本年10月1日に供用開始しております、新クリーンセンターの建設工事において、本年4月27日に2件の事故を発生させ、工事関係者数名が負傷する事故を受けまして、元請業者である日立造船㈱に指名停止措置を出したものです。

日立造船㈱の指名停止につきましては、前回の会議でも2週間の指名停止をご報告しておりますが、改めてご説明いたしますと、日立造船㈱は、昨年からの建設現場におきまして、たびたび作業員の負傷事故が発生し、労働基準監督署からの行政指導に加えまして、市としても昨年11月に文書警告、本年1月に口頭注意、4月には4月17日から4月30日までの2週間の指名停止措置を行ってまいりました。

しかし、指名停止期間中の4月27日に下請業者ではありますが、2件の事故を発生させ、さらに労働基準監督署から行政指導がありました。通常であれば、いずれの事故も安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故に該当しますが、労働基準監督署への連絡及び事故対応が適切にとられ、労働基準監督署からも行政指導に留まりましたので、重大事故とは認められないものであります。しかし、当該建設現場におきましては、これまでもたびたび事故が発生していることから、短期過重措置を適用し、前回の1.5倍の指名停止期間である3週間の指名停止としたものです。

今本委員長： ただ今の説明で何かありましたらお願いします。

岩井委員： 下請業者の作業員の負傷ということで、下請業者というのは上越市内の業者でしょうか。

宮下課長： 上越市内の業者ではなく、市外業者であり、かつ上越市の入札参加資格を有していない業者ですので、元請業者のみの処分としております。

岩井委員： 下請業者の処分は無いということなんですね。

宮下課長： 下請業者も上越市の入札参加資格を有している業者であれば、なんらかの処分の対象になりますが、入札参加資格が無い場合、処分を行うことができないということでもあります。

岩井委員： 元請業者に対して、しっかり指導すれば良いという考え方でしょうか。

宮下課長： 元請業者が適切に施工管理すべきものであるため、元請業者がその責任を免れないものです。

今本委員長： 指名停止期間の3週間というのは何か基準があるのでしょうか。

宮下課長： 指名停止措置としましては、一番短い期間というのが2週間です。今ほどご説明させていただきましたとおり、重大事故では無いため、通常の2週間という判断もできましたが、指名停止期間中に事故を重ねたということで、指名停止措置要領に規定しております短期過重措置を適用して

1.5 倍の 3 週間といたしました。

今本委員長： 指名停止措置要領は定めているのですか。

宮下課長： 定めております。内容については、市のホームページ等でも公開しております。

今本委員長： ありがとうございます。他にご意見等なければ、次の審議に入ります。

全委員： (意見なし)

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は山田副委員長に抽出いただきました。

まずNo.1 から審議に入ります。

《No.1 稲田小学校プール改修工事》

太田副課長： (資料 3 のNo.1 に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、3 社が入札に応じ、1 回目の入札では予定価格に至らず、計 3 回入札を行っております。その結果、3 社とも予定価格に到達していないことから、当市におきましては、財務規則において再入札を 2 回までとしておりますので、一旦不調とさせていただきます。

当市におきまして、上越市財務規則において再入札を行っても落札者がおらず、入札が不調となった場合には随意契約に移行することができるという規定があります。加えて、入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領で、予定価格と最低応札額の差が概ね 10%以内の場合に随意契約に移行できると定めております。

なお、10%を超えた場合でも例えば学校の給食室改修や夏休みに大きな工事を予定している場合などで、どうしても工期がずらせないものにつきましては最大 20%以内までであれば随意契約に移行できると定めております。

本工事につきましては、3 回目の最低入札額が 1 位の業者で 4,670 万円となり、予定価格 4,212 万円との差額の割合が 10.67%でした。概ね 10%以内となっておりますが、この工事は学校のプールということで、工期を伸ばすことが難しい工事でもありましたので、随意契約に移行いたしました。

不調となりました入札の最低入札者の方に対して、随意契約の交渉を行うことは可能かどうか確認したところ、交渉に応じていただけるとのことでしたので、最終的に業者で検討いただいたところ、6 月 28 日に 4,200 万円という見積りをいただきましたので、随意契約で決定したものであります。

予定価格に達しない中で随意契約に移ったということで、結果として落札率が高くなったものと考えております。

- 今本委員長： ありがとうございます。山田副委員長から補足等がありましたら、お願いします。
- 山田副委員長： 入札の経緯については、分かりました。
業者の方に価格を下げていただけるかどうかについて、お願いした訳です。
- 太田副課長： ステンレス製カバー工法自体の価格を中々下げることができないということが交渉のスタートだったのですが、色々な経費を下げていただきながら最終的にこの額で見積りをいただいたという経緯があります。
- 笹川委員： 今回は入札が終わった際に最低の金額だった業者さんに価格交渉を行ったとのことですが、もしこれ以上の引下げが厳しいということになれば、現在の予定価格について再算定して、もう一度、入札を行うことになるのでしょうか。
- 太田副課長： 同じ設計額で再度入札することはできませんので、設計書を変更した上で再度公告を行うか、“市内本社”のみとしていた入札の条件を“市内本社若しくは市内営業所”まで含めて範囲を広げるという2通りがあります。
当市の場合は前者が多いですが、当然、再度公告した場合、当初予定した竣工期限が1か月半から2か月程度遅れることになってしまいますので、最終的な期限をいつにするのかなどを含め、検討することになります。
- 岩井委員： この予定価格の算定は、市の担当課で行うものでしょうか。
また、この価格ですが、業者は利益が出なければやっていけないと思いますので、その時の資材価格や電気代等、全て含めてこの金額であれば業者も利益を得られるという形で算出したものでしょうか。
- 太田副課長： 本工事につきましては建築住宅課営繕室で担当の技師が積算しております。
積算に当たっては、国、県、公の刊行物において、色々な工種に応じた基準となる単価が設けられているものもあります。基準単価があるものについては、それらを基に積算しておりますが、建築の場合は刊行物によらないものが多く、たとえばサッシの取付け等、その都度見積りを取り、それをどのくらいの価格で評価するかという作業を行っております。そういったことを積み上げ、最終的な経費については公で決められている経費率を掛けたものを足して、予定価格の積算を行っております。
- 岩井委員： 入札時には、業者は予定価格を知らない訳ですよ。
- 太田副課長： 事前に公表している自治体もある程度ありますが、当市は事後公表として、入札が終わって契約が確定した段階で公表しております。
- 岩井委員： 事後公表の場合、業者の入札価格が予定価格とずれてくることがあるかと思いますが、それがデメリットになるものでしょうか。
- 太田副課長： 建築関係は基準となる単価が少ないということで積算しづらい場合もありますので、そういった場合は1回目の入札で落札しないケースが多いか

もしれません。そういった意味ではデメリットとなるかもしれません。

宮崎委員： プール本体のステンレス製カバー工法改修とは具体的にどういったものなのでしょうか。

坂下主任： 既存のプールは工場で作成したコンクリート板を並べてから箱を作り、ワイヤーで締め付ける工法だったのですが、今回の改修に関してイメージとしては、コンクリートの既存の躯体の上からステンレス製の板金を流し台のシンクのような形状にして、被せる工法で改修を行っています。

プールサイドの上端から、1 ピース当たりの大きさに限界がありますので2m×2mくらいのを現場で重ねながら敷き詰め、全ての継ぎ目に溶接を行い漏れが無いようにして、最後は水を張って漏れが無いかどうかのチェックを行っております。

今本委員長： では、プールは銀色なのですか。

坂下主任： 今回は無塗装仕上げであり基本的にはシルバーですが、それだけですとプールの性能を満たさないので、コースの線などのプールサイドは部分的にノンスリップ塗装で仕上げしており、必要な部分は塗装で色を付けております。

今本委員長： その他、何か質問等が無ければNo.1 の案件については終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.2 直江津東中学校普通教室棟・多目的室棟老朽施設改造工事》

今本委員長： 続きまして、直江津東中学校普通教室棟・多目的室棟老朽施設改造工事について説明をお願いいたします。

太田副課長： (資料3のNo.2に基づき契約の概要を説明)

本件については、6月30日に入札を行い、1回目の入札では5社が入札に参加しています。1回目の入札では落札せず、再入札、再々入札と、計3回まで入札を行った結果、3回目の入札で落札者が決定いたしました。この結果、予定価格にかなり近い金額での落札となっております。

建築工事は土木工事と違いまして、公の積算基準が少ない中での入札になりますので、少し高めに入札される傾向にあると思っております。本工事につきましては、3回目の入札で3社が辞退されていることから、価格面で設計額が厳しかったのかもしれません。

例えば防水の工事を行う職人があまりおらず、積算基準よりも実際の単価が上がっているといったような要素があるのかもしれないと感じており、そういった要因などにより、3回の入札に至ったのではないかと考えております。

山田副委員長： 抽出した際には、こんなに難航している入札とは思いませんでした。積算の段階で、いろいろなところで合わなかった部分があるのかなと感じま

した。

今本委員長： 業者の方の人手不足ということは大きいのでしょうか。

太田副課長： 防水や外壁にシーリングをかけるような工種では、同じ時期に人手が少なくなっているという話は聞きます。積算の単価が頻繁に更新されておりますが、労務単価の方が追いついていないのかもしれませんが。

岩井委員： 市場価格が積算基準の価格よりも前に進んでいるわけですね。

太田副課長： そういった可能性もあります。特に、東日本大震災の頃に労務単価が上がったときは、積算基準の単価が追いついておらず、その時は国も直接業者から全工事費の見積りを取って予定価格を作っても良いとしていたことがあります。もしかしたらズレがあるのかもしれませんが。

宮下課長： 全国的には東日本大震災の復興需要や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定で景気が上向きつつも、一方で資材の高騰や、人手不足が課題となっており、当市でもそういった影響があるのかもしれませんが。

今本委員長： 一方で、こういった老朽化が同時に進んでいるのでしょうか。

太田副課長： 当市に限らず、建物を建て替える財政的な余裕が無いと、全国的には橋梁も含め、長寿命化や補修を行い、寿命を延ばしていきましょうという傾向にあります。建物について言えば、防水や外壁のクラックといった直接雨水が入って建物の中を痛めるものを未然に防ぐというものが増えているのだらうと思います。

専門工種になると職人の数も限られてくるため、もしかしたら遠くから職人を連れてこなければならず、旅費等もかかるため、実際の見積額を押し上げている要因となっているのかもしれませんが。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.3 リージョンプラザ上越アイスアリーナ他外壁・屋上防水等外部改修工事》

今本委員長： 次に、リージョンプラザ上越アイスアリーナ他外壁・屋上防水等外部改修工事について説明をお願いいたします。

太田副課長： (資料3のNo.3に基づき契約の概要を説明)

本件の入札は2回で終了し、随意契約に移行しております。No.2では再入札を含め3回まで入札できるとご説明いたしました。

本工事につきましては入札の公告を行い、入札参加を希望された業者が5社おりましたが、実際に入札において、理由は分かりませんが2社が辞退したため、1回目の入札者は3社となっております。1回目で落札しなかったため、2回目の再入札に進んだところ、更に2社が辞退されたため、1社のみのお応えとなりました。この1社のお応え額が予定価格以上であったため、この場合には、その時点で1社のみで再度の入札は行わずに一旦不調

にするという運用に従いまして、不調といたしました。この時点で入札手続きを終えまして、予定価格との差が10%以内であったため、その後に随意契約に移行したものです。

交渉の結果、最終的には税抜7,680万円の見積りをいただきましたので、契約といたしました。

随意契約の交渉の中で、何が予定価格と合わないかお聞きしたところ、No.2でもお話しいたしました防水の職人が通常の価格では手配できないというものがありません。本工事においても価格を下げるのが難しかったと聞いておりますが、結果として予定価格に近い額の提示を頂いたというものです。

山田副委員長： 今回の抽出案件は100%に近いところから選ばせていただいたのですが、今回のように複数回の入札を経た案件が多かったようですね。

辞退者が多いということは業者にとって利益がないということでしょうか。

太田副課長： リージョンプラザ上越は、県外大手の業者を代表とする共同企業体で施工したのですが、今回の落札業者はその中の構成員でしたので、元施工ということもあり、交渉に応じていただいたようです。

ただし、当市としても赤字になってまで請けていただくとは考えておりませんので、それを前提に交渉させていただきました。

今本委員長： 随意契約の交渉を行う際は、予定価格は伝えるものなのでしょうか。

宮下課長： 予定価格は絶対に申し上げませんし、あといくらといった交渉も行いません。あくまでも予定価格は事後公表であるため、どういった部分の経費をみているかといった聞き取りなどを行い、すり合わせを行っていく形で行っております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.4 高田駅前雁木整備その14工事》

今本委員長： それでは、高田駅前雁木整備その14工事について説明をお願いいたします。

太田副課長： (資料3のNo.4に基づき契約の概要を説明)

先ほどのリージョンプラザ上越の工事では2回目で随意契約となりましたが、今回は3回目まで入札し、最終的に1社となったため、不落随意契約としております。

先ほどの案件まで、落札率が高い要因として防水が関係しているのではないかと説明させていただきましたが、本工事につきましては、防水の部分はございません。

聞き取りの中では、例えばアルミの鋳造物等が既製品ではなく、特注に

なるため、通常、メーカーで作っている既製品の場合は値引きが想定されるのですが、本件についてはそれがなく、工法的にも難しいものなどは中々金額を下げられないことがあります。

落札した共同企業体の大栄建設(株)につきましては、もう 10 年以上前ですが過去にも雁木の工事を 2、3 か所手掛けていただいておりますが、その時も価格的に厳しかったと聞いております。そういったこともありまして、随意契約での交渉も難しかったのですが、この価格で契約が締結できたものであります。

岩井委員： 2 回目、3 回目の入札の際、入札している業者の名前がお互いに分かってしまうようになっているのでしょうか。

太田副課長： 電子入札システムで入札を行っており、最終的な結果が出ないと、どの業者が入札に参加し、何回目で辞退したかは分からないようになっております。

会場に集まって、札入れを行っていましたが、辞退書の札を入れますので、どなたが辞退されたかは分からないようになっていましたが、電子入札システムを導入した今では、より分からないようになっております。

岩井委員： 入札に当たって、この共同企業体が入札するとわかっていると自分は駄目だということで辞退しようといった現象は起きない訳ですね。

太田副課長： そういった現象は起きません。

今本委員長： 他に何か質問等があればお願いします。

全委員： (意見なし)

《No.5 名立浄化センター建築施設長寿命化対策工事》

今本委員長： それではNo.5 の審議に移ります。

名立浄化センター建築施設長寿命化対策工事について説明をお願いします。

太田副課長： (資料 3 のNo.5 に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、8 月に一度入札を行っておりまして、その時は入札額が 20%以上離れていたため不調としております。

これは外壁改修において、高い工事費となる工法と受け取られかねない部分があったかもしれないということで、その部分を加筆修正した上で再度の入札公告を行っております。その結果、8 月の入札では 4 社の入札でしたが、今回の入札では 3 社に入札いただき、3,800 万円で落札となりました。

12 月前半の時点で建築一式工事 47 件の入札のうち、予定価格を積算して発注している件数が 27 件あります。その中で 1 回目の入札で落札されているものが 11 件ありました。土木工事は 9 割以上が 1 回目で落札されるところをみますと、1 回目で落札される件数は、土木工事と比較すると低

いのではないかと思います。

11 件の平均落札率が約 96%ですので、この工事は落札率だけを見れば平均より高いですが、他の 2 社の入札価格が高めであることをみますと、落札された業者がこの工事に対して受注意欲が高く、かなり抑えた価格で入札いただいたため、結果として予定価格に近くなったものではないかと考えております。

山田副委員長： これまで随意契約となったものを見るとほぼ予定価格に近くなっており、本件も一度不調に終わっているということで業者の方もいろいろと精査をした結果なのかなと思いました。

今本委員長： 本件につきまして、ご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.6 樽田雪中貯蔵施設・雪だるま物産館改修工事》

今本委員長： それではNo.6 の審議に移ります。

樽田雪中貯蔵施設・雪だるま物産館改修工事について説明をお願いします。

太田副課長： (資料 3 のNo.6 に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましても一度、不調に終わっておりまして、設計内容を変えた上で再度入札に付した結果、3 回目で落札決定したものです。

辞退者が段階的に出てきているところを見ると、価格的にも厳しいところまでに至った結果、落札率が高くなってしまったものと考えております。

なお、資料の中の 15 番目の業者につきまして、金額的には 1 回目で落札している金額ですが、無効となっております。括弧書きで“工事費内訳書不備”としておりますが、平成 27 年から法律で入札書の提出の際に、工事費内訳書の提出が義務付けられており、その中で工事費内訳書不備が入札の無効となる要件がいくつかあります。その要件の一つとして、入札金額と工事費内訳書の金額が合わない場合というものがあります。

この 15 番目の業者につきましては、入札額は資料に記載の金額だったのですが、工事費内訳書がこれよりも 200 万円程高い金額での積算額であったため、無効としております。

山田副委員長： この雪だるま物産館には、お客様はたくさんいらしているのでしょうか。そこを改修してお客様を増やそうとしているのでしょうか。

田中班長： 現在の雪室は見学者に見せるシステムになっておりません。のぞき窓が 2 か所ありますが、それでは雪室の内部を見ることができないため、今回の改修は雪室の中を見ていただき、帰りに物産館で買い物をしていただくような目的としております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.7 たにはま公園東屋塗裝修繕工事》

今本委員長： それではNo.7の審議に入ります。

たにはま公園東屋塗裝修繕工事について説明をお願いします。

太田副課長： (資料3のNo.7に基づき契約の概要を説明)

指名競争入札で入札に付した結果、参考見積を徴取した業者以外の業者が予定価格の約47%となる143万円で落札いたしました。

最低制限価格を設定せず、入札額が予定価格の85%を下回る場合、すぐに落札を決定せず、価格が妥当か見積り内容と仕様書の中身に相違がないか調査する低入札価格調査を行うとしておりますので、後日、低入札価格調査を行いました。

当課の職員と仕様書を作成した担当課の監督員の両者が同席し、業者とその入札額に応じた詳細な見積書の提出を求めまして、聞き取りを行いながら調査した結果、材料は仕様書の通りのものを用意でき、市場単価を基に積算しておりました。下請業者や従業員の給与等を削らずに、企業努力でできる金額ということを見積書の中身と共に確認が取れましたので、落札決定させていただきました。

山田副委員長： 今までの案件は落札率が100%に近いところを抽出しましたが、本件は落札率が大変低い案件でしたので、抽出いたしました。

企業努力や塗装の材料の仕入れ方等で金額を下げるのができたと市で判断されたということでしょうか。

太田副課長： 今回落札された(株)小島塗装店は、過去にも低入札価格調査となる金額で落札いただいております。その工事でも問題なく工事を行っていただいておりますので、そういったことも含めて今回も問題ないと判断しております。

なお、本工事は施工が完了しておりまして、結果については担当課からご報告させていただきます。

白銀主事： 今回、竣工検査も含めて特に問題なく、適正に修繕工事が完了しております。

宮崎委員： 低入札価格調査で不相当と判断される場合もあるのでしょうか。また、そうなった場合はどうなるのでしょうか。

太田副課長： 最低応札の業者が低入札価格調査の中で、全く違う材料を考えており、この金額ではできないなどとなった場合、当然この業者の入札は無効となります。まだ落札決定をしておりませんので、その場合は2番目の業者が落札候補者ということになります。

仮に、この業者も85%を下回っていれば同じように調査をさせていただくということです。

年間40件程の調査がありますが、今年度は2件が不適合という結果とな

っております。これらの案件のうち、1件は次点の業者を落札決定とし、もう1件においては次点の業者も85%を下回っていたことから次点の業者に対しても低入札価格調査を行い、次点の業者を落札決定しております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.8 防火水槽投込管設置工事》

今本委員長： それではNo.8の審議に入ります。

防火水槽投込管設置工事について説明をお願いします。

森口係長： (資料3のNo.8に基づき契約の概要を説明)

本案件を抽出いただいた理由で、落札率100%がなぜかということではありますが、本件につきましては1抜け方式という入札方法で実施しております。資料の入札結果の下にその説明書きを記載させていただきました。

1抜け方式による入札とは、工事内容や参加資格要件が同様の複数案件を同日に入札執行する場合、あらかじめ1抜け方式対象工事及び開札順を決めておき、順次、落札者を決定する方式であります。その際、1つの工事について落札者となった場合、以降の入札は辞退扱いとする入札方式であります。

この1抜け方式の入札につきましては業者の受注機会の拡大を図るため、平成28年4月から本局のガス水道本支管工事の入札で実施をしております。今回、1抜け方式の対象とした案件は、抽出案件の概要の下に明記しております①～④の4件であります。

入札結果の(株)タカワ建工、(株)工藤工業の辞退につきましては、①、②工事で落札者となっているため、1抜け方式により辞退扱いとしたものです。

その結果、残る2社のうち最低価格を入札した業者が予定価格と同額であったため、落札率が100%となったものであります。

山田副委員長： 予定価格は建設課で積算されたものでしょうか。

森口係長： 本件は建設課で設計しております。なお、ガス水道本支管工事につきましては、ほぼ担当課で設計しております。

山田副委員長： (株)フジ工業と建設課の両方の積算額がちょうど合ったということでしょうか。

森口係長： そうなります。

岩井委員： 1抜け方式で入札を行う目的は、できるだけ多くの業者に平等に受注いただくという趣旨は分かるのですが、どうしても価格面で高くなる傾向になるのではないのでしょうか。

森口係長： 今回の場合、2社が1抜け方式で辞退となり、結果として予定価格と同額の100%で落札となりましたが、ガス水道本支管工事で比較的金額の小さな工事につきましては、これまで参加者が少なかったため、こういったこ

ともありました。

今回の入札結果を受け、現在は土木の格付けを増やし、参加資格要件の範囲を広げる対応としており、参加者の増により落札率が100%とならないように制度を改めて対応しております。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.9 柿崎ガス供給所門扉設置工事》

今本委員長： それではNo.9の審議に入ります。

柿崎ガス供給所門扉設置工事について説明をお願いします。

森口係長： (資料3のNo.9に基づき契約の概要を説明)

落札率が高い理由といたしまして、本件の予定価格につきましては設計ではなく資料に網掛けしてお示ししております3社から見積りを徴しまして、予定価格を設定しております。

本工事につきましては、門扉を入れ替えるという内容であります。特殊性はなく一般的な工事であり、3社から徴した見積りの精度が高く、実際の入札では値引きがほとんどなかったということが推察されます。

諸経費等の値引きが少なかったことから、結果として落札率が高くなったものと考えております。

山田副委員長： 第1回入札金額が参考見積りの時の金額と同じだったということでしょうか。

森口係長： 落札された(有)コウエツ建設の参考見積の価格につきましては、第1回目の入札金額よりも少し高めの金額です。

黒岩商事(株)も見積りの方が少し高く、(株)藤新開発は入札金額と見積り金額が同額でしたので、2社については、実際の入札で諸経費分を少し下げてきたものと推察しております。

山田副委員長： 見積価格を見て、予定価格を積算されたのでしょうか。

平野課長： 本件の予定価格ですが、資料の網掛けの3社から参考見積りをいただき、その中の最低価格を採用しております。その価格を根拠に入札を執行したところ、最低価格を入札いただいた業者が132万円ということで、当初参考見積をいただいた価格よりも経費等を見直す中でより低い価格でご提示いただいたということです。

今本委員長： 他にご質問等ございますか。

全委員： (意見なし)

《No.10 ガス水道管入替工事》

今本委員長： それではNo.10の審議に入ります。

ガス水道管入替工事について説明をお願いします。

森口係長： (資料3のNo.10に基づき契約の概要を説明)

入札結果につきましては、4社から参加の意向をいただきましたが、そのうちの3社が辞退となり、最終的に残った1社が予定価格と同額を入札し、落札率が100%となっております。

先ほどのNo.8と同様に、金額の小さな工事でありまして辞退する業者さんも多くあったことから、現在は参加資格要件の範囲を広げて入札参加者が多くなるように制度を見直しております。

なお、見直しを行った後では入札参加者が増え、こういった辞退自体はありますが落札率が100%という案件は出ておりません。

山田副委員長： ガス管と水道管ということで、管の金額は決まっているものなのかと思えます。他の工事は落札率が低かったため、今回だけなぜ高いのかと思ったのですが。

岩井委員： 私も落札率が100%になる可能性は高くなるように感じます。

平野課長： 資料1-2 ガス水道局発注分の工事の発注状況をご覧ください。H29年度(4/1~10/31)の制限付き一般競争入札の本管が160件、25億円程であり、本管以外の工事も含めて全体で196件となっております。ほとんどがガス水道の本支管工事である中で、全体の落札率が、100%の案件がある中でも87.69%とかなり低くなっております。

本支管工事については、現在、最低制限価格と同額の入札が非常に多く、くじ引きで業者を決定する場合がほとんどです。その中で、なぜ100%の金額を入札して落札できるのかということですが、最低制限価格を入れられることと同じ理屈で、積算の内容について全て公開しているためです。

ガス水道本支管工事、土木系工事に関しましては、例えば、人件費は県単価を使用しており、これは県のホームページで公開されておりますし、色々な資材の単価につきましても、公表されていると同時にガス水道局独自の見積りについても公開しております。

歩掛りも国監修の水道事業実務必携という冊子が出ているため、局の設計と同じ積算を出しやすいという状況であります。

今回100%となった理由については、結果としてたまたま予定価格と同額で入札された方が落札されたと考えております。

今本委員長： 辞退された方の理由というのは、自分で積算し、あまり利益がでないからなのでしょうか。

平野課長： 辞退された方に聞き取りを行ったわけではありませんが、今、委員長が申し上げられたこともあるかと思えますし、人員の都合や手持ち工事の状況もありますので、そういったことを各業者が総合的に判断し、辞退されたものと考えております。

今本委員長： それでは他にご意見がなければ、抽出案件の審議は終了したいと思います。事務局から何かあればお願いします。

宮下課長： 次回、審議案件の抽出者について、事務局の方からご提案がありますのでご審議をいただければと思います。

順番でまいりますと、次の抽出者は岩井委員となるのですが、前回、第2回会議を欠席されておりますので、宮崎委員からご承諾いただければ、次回の案件抽出につきましては宮崎委員からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

宮崎委員： 承知いたしました。

今本委員長： では、宮崎委員に次回の抽出をお願いしたいと思います。

事務局から、その他何かありますか。

宮下課長： 臨時会の開催がなければ、今年度の会議はこれで終わりとなります。次回は4月下旬に平成30年度第1回の会議を開催させていただきたいと思っております。詳しい日程については、委員長にご相談させていただき、早めにご連絡させていただきます。

また、次回の案件抽出のご担当は宮崎委員に決定いただきましたので、事務局から改めてご連絡いたします。

事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。